

令和7年 第3回 東彼杵町議会定例会会議録

令和7年第3回東彼杵町議会定例会は、令和7年9月19日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番 尾上 庄次郎 君	2番 児玉 隆行 君
3番 構 浩光 君	4番 吉永 秀俊 君
5番 大安 義和 君	6番 大石 俊郎 君
7番 口木 俊二 君	8番 浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡田 伊一郎 君	教育長	山口 厚 君
副町長	三根 貞彦 君	会計管理者	工藤 政昭 君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	高月 淳一郎 君	産業振興課長 兼農業委員会事務局長	小林 竹哉 君
税財政課長	楠本 信宏 君	建設課長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水道課長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教育次長	岡田 半二郎 君
町民課長 兼千綿支所長	山下 勝之 君	兼給食センター所長	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君 主任書記 梶川 美穂 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1 議案第60号 令和7年度東彼杵町一般会計補正予算（第4号）
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第2 議案第62号 令和6年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第63号 令和6年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第64号 令和6年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第5 議案第65号 令和6年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出

- 決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議案第 66 号 令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 67 号 令和 6 年度東彼杵町水道事業会計欠損金の処理及び決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 68 号 令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 73 号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 発委第 4 号 東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件
- 日程第 12 議員派遣の件

6 閉 会

開 議（午前 9 時 27 分）

○議長（浪瀬真吾君）

ただいまより会議を始めます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは、これから議事に入ります。

日程第 1 議案第 60 号 令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号） (委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、議案第 60 号令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員会、大石俊郎委員長。

○総務厚生常任委員長（大石俊郎君）

おはようございます。

それでは、委員会審査報告について読み上げます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 60 号 令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）

2 審査年月日

令和 7 年 9 月 8 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、関係係長の出席を求め総務厚生常任委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 6143 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 67 億 6806 万 6000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では、民生費に物価高騰対応臨時交付金事業の不足額給付費や過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業委託料など 6661 万円、商工費に水源開発工事など 915 万 4000 円、土木費に西部線（2）測量設計業務委託料や道路改良工事など 5586 万 9000 円、消防費に J アラート更新業務委託料など 580 万 3000 円、教育費にスクールバス駐車場拡張工事やひかり電話導入工事など 1310 万 1000 円を追加計上するものである。

また、人事異動に伴う職員給与等の増減に所要額もあわせて計上されている。

歳入については、特定財源として、国庫支出金 1416 万 2000 円、県支出金 753 万 9000 円、

町債 5750 万円などを計上し、一般財源として繰越金 8166 万 3000 円が追加計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で 8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費 12 節委託料の西部線（2）測量設計業務委託料 1720 万円については、3 月議会定例会において減額修正された事業でしたが、事業継続の請願を 6 月議会定例会において採択したことを主な理由として再提案されたものがありました。しかし、現在の財政状況と費用対効果を疑問視する減額修正案が提案されましたが、賛成少数で否決されました。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、議案第 60 号の討論を行います。

委員長報告は可決です。委員長報告に反対者の発言を許します。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

議案第 60 号への減額修正に対する意見を述べたいと思います。

今回、補正予算では、西部線（2）測量設計業務委託料 1720 万円を私は減額修正すべきという意見であります。

減額修正すべきという理由は、理由につきましては、これまでも、縷々述べてまいりました。今回は、特にこれから述べる理由について言及したいと思っております。

第 1 点は、今回、上程された理由の一つについて言及をしてまいります。

今回、議案として上程された経緯は、口木田住民から 6 月定例会に提出された請願書の可決を受けたものと理解しております。

請願者代表は、この道路を造っていただけないなら、し尿処理施設の 2031 年更新に応じないような旨を言及されました。岡田町長もそれを受け、今回、議案上程した理由の一つであると明言をされておられます。

このし尿処理施設は、波佐見、川棚、東彼杵町の 3 町で共同使用されている施設であります。このし尿処理施設を交換条件として道路建設を要望しておられることに、私は強い違和感を覚えるものであります。強引ともいえるこのやり方は今後の町政に大きな問題点をはらんでいるし、妥当性を著しく欠いている意見だと私は思っております。

第 2 点、この道路完成までには総事業費、まだ約 3 億円から 4 億円掛かるものと想定をされております。この財源は過疎債の活用です。

町長は、この道路新設にあたり過疎債活用は多くの事業の中の最優先事項であると、このように言及されました。34 地区からは、これまでヒアリング要望が数多く寄せられ、未だに実現していない事業が数多くあります。

町長は、9 月区長会で、今回区長会でそのことに対して、各区長さんに言及されたのでしょうか。されていないのであれば、是非、次の区長会で言及していただきたいと私は思っております。

いずれにしても、この事業は、多くの町民、請願者だけ、請願者一同の方だけではなくて、多くの町民の理解が得られないと駄目だと、私はこのように理解をしているものであります。

私は、いずれにしても、これらを、ヒアリング要望を優先すべきものであると思っております。限はある貴重な過疎債です。無尽蔵ではありません。令和8年度以降も町当局は、過疎債適用を今、県・国に申請しておられると思います。

是非、この過疎債の運用にあたっては、慎重にも慎重、限はある、そういう後世に、いくら3割といえども、後世の方々に借金を強いるものです。

ある議員に言えば、「大石議員、これは3割負担じゃないんだよ。見かけ上3割でやってる、もっともっと大きな負担になっていく」 つちゅういうことを私に説明を先ほどしておられました。

私も借りる時には、その事業費を市中銀行から借り、そして、一旦事業を開始する時には利息が生じます。その金利は今もう2%とも3%も向上していくように想定をされております。

そうすると、72の法則というのがございます。これはAINSHUTAINが考えたやつです。仮に4%の利息があったとしましょう。72を4%で割ると18となります。18年で、その借りた財源が倍になるということなんです。このAINSHUTAINの72の法則、よく町当局者、我々議員は認識をして借金をしていかないと大変なことになっていくということでございます。

それからましてや、10年後、20年後の東彼杵町の人口は5000名、4000名と試算されております。その少ない人口で、借金を返していくこと。まして新庁舎の、今度17億で新庁舎をつくる計画が進んでおります。これの約半額は、半数近くは借金です。純粋なる補助金が来るわけでもございません。

今、15歳の若者たちが55歳になった時に、その借金が返済する計画、町の説明によると、55歳になった時に返済完了となっております。

果たしてこういう借金を過疎債といえども、どんどんどんどん積み重ねていくと、後世の若者に大きな、大きな負担を与えることになっていきます。このことを町当局課長はじめ我々議員は肝に銘じて今回の予算に対応しなければならないと思っているわけでございます。

したがって、私は、この今回減額修正に賛成する意見でございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

今回のですね、踏切の状況を見ればですよ、踏切が幅員が狭く、脱輪事故が多くてですね、列車を停車させた事例があり、またですよ、緊急車両が入って行けない道路であります。また、現在ですね、1軒家が建つ予定です。

それから、インフラ計画としてですね、水道管の布設替えの工事を終わっております。

ですので、町長としては、今回は請願書を採択したのは議会であり、議会が決めしたことによって今回予算を計上されたと思っております。

ですので、私はこれをですね、人命を守る立場から早期に実現したいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、反対者の発言を許します

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第60号を採決します。

○——△——

議長、暫時休憩をお願いします。

○——△——

賛成。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前9時41分）

再開（午前9時43分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

吉永議員より退場の申し出があつてあります。ありますので、これを許可します。

(吉永議員退場)

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

今、同僚議員が退出、採決に加わらない理由を述べました。私もこの西部線以外の予算については賛成するものであります。

したがって、私も退場許可をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

大石議員の退場を許可します。

(大石議員退場)

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

今、2名の方が参加しないということで退場をされましたけれど、私は、この議案第60号に賛成の立場ということで少し時間を頂ければなと思っております。

前回も話をしましたが、とにかく西部線に通行される皆さんが、安全で安心して通行できるよう一刻も早く西部線を。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 45 分）

再 開（午前 9 時 47 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

これから議案第 60 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 60 号令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 48 分）

再 開（午前 9 時 48 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第 2 議案第 62 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 3 議案第 63 号 令和 6 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 4 議案第 64 号 令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 5 議案第 65 号 令和 6 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 6 議案第 66 号 令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 7 議案第 67 号 令和 6 年度東彼杵町水道事業会計欠損金の処理及び決算認定の件

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 8 議案第 68 号 令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決

算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第2、議案第62号令和6年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第3、議案第63号令和6年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第4、議案第64号令和6年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第5、議案第65号令和6年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第6、議案第66号令和6年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第7、議案第67号令和6年度東彼杵町水道事業会計欠損金の処理及び決算認定の件、日程第8、議案第68号令和6年度東彼杵町下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定の件、以上7議案を一括議題とします。本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。決算審査特別委員会、児玉隆行委員長。

○決算審査特別委員長（児玉隆行君）

決算審査特別委員会審査報告。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 議案第62号 | 令和6年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 議案第63号 | 令和6年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 議案第64号 | 令和6年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 議案第65号 | 令和6年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 議案第66号 | 令和6年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |

2 審査年月日

令和7年9月9日、10日、11日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、課長補佐及び係長の出席を求め決算審査特別委員会を開催しました。

議案第62号一般会計の歳入総額は69億8773万1000円（対前年度比6.6%増）、歳出総額は66億9497万円（対前年度比7.9%増）と共に増加し、差引残額2億9276万1000円となっている。

議案第63号から議案第66号の特別会計4件の歳入総額は21億4567万6000円、歳出総額は20億8712万円で、差引残額5855万6000円となっている。

議案第62号について、慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、審査過程において、①高齢者タクシー利用券助成事業の利用率や地区別の実績を分析し、デマンド交通との整合を図られたい。②消防団隊員の負担軽減のため組織改革や訓練

方法の検討を実施されたい。③小中一貫教育の導入検討と併せ耐用年数を経過した給食センターの建設に向けた基金の創設を検討されたい。④当該年度予算の執行を計画的に実施し年度内完了に努められたい。⑤町債について、将来負担を見据え計画的な財政運営に努めるなどとの意見がありました。

議案第 63 号から議案第 66 号の特別会計 4 件については、予算の執行や財産管理も適法かつ適正に執行されていることを認め、全委員一致原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、保険事業に対する啓発を更に推進し、健康増進による医療費の節減に努められたい。また、保険税及び保険料の滞納金徴収強化に努められたいなどの意見がありました。

続きまして、企業会計の審査報告を行います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 67 号 令和 6 年度東彼杵町水道事業会計欠損金の処理及び決算認定の件

議案第 68 号 令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定の件

2 審査年月日

令和 7 年 9 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長、課長補佐及び係長の出席を求め決算審査特別委員会を開催しました。

議案第 67 号水道事業会計の収益的収入額は 2 億 5125 万 8000 円、収益的支出額は 2 億 4965 万 5000 円となっている。

また、資本的収入額は 1 億 7874 万 4000 円、資本的支出額 1 億 9634 万円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、水道事業は独立採算が原則であり経営戦略に沿った計画の実施と欠損金解消のため料金体系の見直しを含めた財務状況を検証し、安定した事業継続に努められたいなどの意見がありました。

議案第 68 号下水道事業会計の収益的収入額は 3 億 4533 万 6000 円、収益的支出額は 3 億 255 万 5000 円となっている。

また、資本的収入額は 1 億 5474 万円、資本的支出額 2 億 1772 万 4000 円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致可決及び認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、適切な施設更新と更なる接続率向上に努められたいなどの意見がありました。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 62 号から議案第 68 号まで、7 議案を一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてから質疑をお願いします。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑なしと認め、議案第 62 号から議案第 68 号についての質疑を終わります。

これから、議案第 62 号から議案第 68 号について一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで議案第 62 号から議案第 68 号の討論を終わります。

これから、議案第 62 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 62 号令和 6 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 62 号令和 6 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 63 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 63 号令和 6 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 63 号令和 6 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 64 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 64 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 64 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、

委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 65 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 65 号令和 6 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 65 号令和 6 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 66 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 66 号令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 66 号令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 67 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 67 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計欠損金の処理及び決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 67 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計欠損金の処理及び決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 68 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。

お諮りします。議案第 68 号令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 68 号令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算認定の件は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定されました。

日程第 9 議案第 73 号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 9、議案第 73 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 73 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由といたしまして、令和 7 年 3 月 14 日に発生した本町職員による公務中の交通事故処理に関し、町長として管理監督責任を重く受け止め、本案を提出するものでございます。慎重に審査の上、適正な決定を賜りますようお願いいたします。詳細については総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

町長に代わり説明させていただきます。

本案件につきましては、ご説明をしましたとおり、会計年度任用職員、派遣している会計年度任用職員が起こした交通事故に対する処分ということでございます。

内容につきましては、現在町長の給与月額 69 万円でございますけれども、それを 48 万 3000 円とするものでございます。30% の削減で、月額当たり 20 万 7000 円の減額、3 か月で 62 万 1000 円となるものでございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

質問事項が多くて、3 回だけしか質問できませんので一部ペーパーで町長にお渡しすることを議長許可してください。

○議長（浪瀬真吾君）

はい。

○6 番（大石俊郎君）

では、8 点ほど質問させてください。

質問その 1、事故発生の 3 月 14 日、町当局が事故報告を受けられた日はいつだったでしょうか。それが第 1 点です。

第 2 点、どなたが、これどなたがの間違いですね。どなたがその報告を受けられましたでしょうか。これが質問第 2 です。

第 3 点、報告を受けられてから、町の対応はどのようにされたのでしょうか。

第4点、本人が警察へ行かれたのが9月2日と聞いております。なぜ半年遅れの、3月14日から約半年遅れとなつたのでしょうか。

第5点、この条例をもって町長は全て問題解決という認識を持っているのでしょうか。

第6点、これから協定書を協議していくという三根副町長の説明が昨日議場でありました。協定書の案ができましたなら、議会に提示をしていただけますでしょうか。

第7点、問題の本質は、地域おこし協力隊員をファーミライズに、ここでは研修、総務課長は派遣という言葉を使われました。派遣させるとした協定書がないということです。

私の一般質問において、協定書がないのがそもそも問題であるという私の質問に対して、その必要性について町長は否定的な発言をされたと記憶しております。

その答弁を、今回協定書を出されるとしたら、協議していくという、昨日の三根副町長の見解であれば、その時の私の一般質問を撤回されるということでしょうか。

最後の8点目、そもそも今回の責任を町長だけがとればいいという問題ではないと私は思っております。事故を起こした町の町職員、すなわち地域おこし協力隊員、直接上司である課長にも何らかの責任があると、監督責任があると、私は認識をしております。何らかの処置をとられるお考えはありませんか。以上8点について、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、私が答えられるところを先に答えさせていただいていいですかね。

まず、5番目ですね、「この条例をもって全て問題解決という認識でしょうか」ということでございますが、全て解決するという認識はございません。

今後に対しまして、また、協力隊とか来て、他のところにも研修に入ってますので、その辺も洗い直して、やはりこれは大石議員の指摘のとおり、非常に大きな問題でございましたので、私はそういう認識であります。

次に、7番目のこの前大石議員の一般質問の答弁を撤回されるかということでございますが、もう当然そのとおりでございまして、私の勉強不足でございまして、これは法律的にも問い合わせをして、やっぱり協定書がないと、そういう、なんですかね、処罰ができないということでございますので、まずはそれに申し訳なかったなと思っております。

今後、副町長が発言をされておりますとおり、協定書をもう既に準備をいたしておりますので。17日付でですね、向こうと協定をしておりますので、コピーをよろしければ、今日でも配布をさせていただきたいと思っております。

それから、8番目のそもそも責任問題でございますが、これは当然、最終決裁権者の私の責任だと思っておりまして、副町長、それから総務課長、担当係長、それから協力隊の方ですね。これは、口頭注意ということで私がそれで済ませたいと思って判断をいたしているところでございます。

協力隊の方にも本当にこういう知識がなかったっていうのがどうなのかわかりませんが、町としましても、実はガードレールにぶつけられた時にはもうすぐやっぱり警察に届け出をしてもらって保険で対応をしている実績がございまして、ちょっと時間が空きすぎてこういう形になって申し訳なかったなと思っておりますが、今後そういうことがないように、二度と起こらないようにですね、

もう全責任は私にございますので、そういう仕方で処分をさせていただければと思っております。

他の件につきまして、総務課長の方に説明をさせます。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

代わりまして、説明させていただきます。

まず、1点目の発生した日にち、報告受けた日にちでございますけれども、すみません、これは正確に確認したいと思いますけれども、発生日か翌日だったかと思います。

発生をしまして、その後の対応にもなりますけれども、担当係長が受けまして、受けた後に担当係長とともに現場に向かいました。その時点で協力隊とファーミライズの方で屋根の樋の部分がですね、壊れてましたので、もうまもなく雨が降ったり、梅雨前のこともあるということですね、ブルーシートでカバーをされたていた状況の中で伺いました。

その時点で確認すればよかったですけれども、警察への届け出をしたのかという確認をですね、そこで失念しております、今回大石議員の一般質問を受けてですね、このような事案が起きているということで、関係書類等々を準備しまして、警察の方に伺った次第でございます。

なお、警察の方につきましては、関係書類が適切に準備、書類が整っているということで事故処理等を受理ということになっております。

現場写真等もですね、当時、全部作っておりまして、ただし警察への届け出がですね、失念していたということで、これも反省しているところでございます。

そういうことで半年遅れとなつたのはですね、そういった理由でございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

今、町長及び総務課長から丁寧な説明があつて、私のこの説明で良といたしますけれども、問題の本質はですね、先ほど言ったように、この今回の地域おこし協力隊員だけではなくて、あと今現在採用されている方、ソリッソリッソに出向されている隊員もおられますね。

そういうことも含めてですね、こういったことを、教育委員会とか町の当局の総務課で勤務しておられる方々は問題ないと思うんですけども、こういって派遣されている方、出向されている方については、やはり協定書をしっかりと作って、こんな事案が生じた時にどこに責任があるのか、派遣先なのか、町当局なのか、本人なのか、そういったことの責任の所在をですね、明確にしておかないと今後大きな事案がもしかった時ですよ、今回は2桁の損害賠償で済みましたけれども、これが3桁、4桁、あるいは億単位となった場合に、しっかりとこの辺が対応できるようにしておくことが必要かと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

説明不足で申し訳ございません。

他のソリッソリッソなんかはですね、委託業務契約で、全ての責任を向こうの会社にあるという

ことですね。

ファーミライズは、役場の臨時職員のその研修ということで派遣していたものですから、私の管轄、臨時職員ですね、そういうことになるということで、他のところはですね、もうそこの会社自分が全て見る。

それと、私は、ちょっと違う話になりますが、職員も飲酒運転となったらもう全て先にこういう厳罰を処すということは、その度に申しておりますので、まずやはり警察に何でも届けなければいけなかつたことは大石議員のご指摘のとおりでございまして、非常に反省しております、この時間が経ちすぎてですね、私のこれは全責任でございますので、申し訳ございませんでした。

○議長（浪瀬真吾君）

5番、大安義和議員。

○5番（大安義和君）

今の報告で本町への報告が翌日ということですけども、当日か翌日か定かでない。そのタイムラグは別としてですね、この本町には、そういう全職種の職員に対して報告要領というものがあるのですか、お尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、もう法律で事故が起きた時にやっぱり警察で対処しないと、保険ももう出ないんですね、物損にあっても。やっぱり、まずは事故証明が要りますので、それを失念していて、当然保険が遅くなればもう雨漏りがするということで私の決断でお金をしてしまったということでございますが。これはですね、保険が出そうが出まいがもう国家賠償法というのがございまして、どうしても地方自治体に属しているのは、そういう自治体の責任になるっていうことで法律も今弁護士の方にもお聞きをしてそういうことになっておりますので、本当に職員自体もやはりこういうのは気付きながらですね。

だから、私は今回、また、課長会とか職員が集まる機会ごとにそういう話をさせていただければなと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

5番、大安義和議員。

○5番（大安義和君）

ちょっと私の質問が悪かったんでちょっと失礼します。

そういうことではなくて、組織として全職種の人が直属の上司、あるいは町長までですよ、このクイックレスポンスをそういう報告要領が本町に存在しているのか。

だから、町長に届くまでにそこにタイムラグがあれば対策が遅くなって、現場の対応が遅延していきますので、本町の組織上の中で町長まで届くそういう報告要領っちゅうのが、会計年度任用職員、色んな職種がありますね、それが確立されているのかという質問でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう要領がですね、うちは作ってなくて、ただ、個人的に職員も全て事故があつたりした時には報告が上がります。

私はもう当日にもいなければ、そういう課長、副町長経由で上がってきますので、要領を作れと言われば作らなくちゃいけないんですけど、そういうことなくても、個人の常識的な判断で、全部今までは事故をしましたというのは上がってますので。

ただ、組織的に作るとなればそのこういう会計年度職員の皆さん方にもそういう周知をしなければいけなければ、今後ですね、対応していきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

5番、大安義和議員。

○5番（大安義和君）

一般質問で区長会についてもご説明しました。新任の区長さんにそういうオリエンテーションとか、イレギュラーなスポットの業務がない。だから、区長になられて非常に苦労されたと。それがなり手のない一因ですけどね。

ですから、これだけの組織であれば、本来であれば、そういう報告要領っていうのが全職員の守ることに繋がると思うんですね。

是非、報告要領というのは、速やかに作成していただきて、中途採用、あるいは来年の新規等々に周知徹底を図られれば、このような事案というのがですね、特例だったということですけど、大きな経験値ということになりますので、是非、町長にはお願いしたいと思います。これは全職員を守るという前提がございますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

私はこの事案をですね、5月か6月の例月検査の時にちょっと発見しまして、ちょっと呼んで説明を聞いたんですけども、保険が、なんで保険を使わないのかということで質問しました。

その前提には、当然、警察に報告をして事故証明があるものとは、あるというのは私、大前提のもとで聞いたわけですよ。

そしたら、今までの話を聞きますと、事故証明書がないと。これですね、はっきり言って町職員だろうが議員だろうが町長だろうが、事故をしたら警察に届けるのは、これは免許証を持ってる人の義務ですよ。これ当て逃げの恐れですよ、悪く言えば、報告せんとは。これは刑事罰になりますよ、当て逃げの恐れは。報告、警察に報告してなかったのは。たまたまこういう金額で済んだからいいですけどね。

私は、このともかくその職員さんには、一般常識人としてもう1回厳しく言ってくださいよ。事故を起こしたら警察に届ける、当たり前じゃないですか、免許持ってる人は。私、それをしてると思って、ちょっと監査室に呼んだ時はそういう話をしたんですよ。ところが、全然そういうことはしてなかつたということですよ。

そして、例えばですね、事故をして、「ちょっと当てたけんごめんね、ちょっとこれは急ぎよつけんが、3万りますけん修理しとください」それは民間同士のやり取りの示談はいいんですけどね、これ公金ですから、公金を出す場合は、その車屋さんに行って見積もりがいくらでした。大

工さんは呼んで見積もり取つたらいくらでしたっていうのは根拠じゃないんですよ。根拠は事故証明ですよ、何年何月何日にどういう、何時にどういう状況の事故を起こしたって。その証明書がないと公金は支出できませんよ、はつきり言うて。その車屋さんの見積もりとか、大工さんの見積もりじゃあ、支出でけんとですよ。事故証明が要るんですよ。それが公金支出の根拠なんですよ。

そこら辺もですね、もう少し、もう一回頭に入れてください。よろしくお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

答弁要りますか。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然、その事故証明とか何とかよりもですね、やっぱり国家賠償法というのがありまして、どうしても人身事故なんかあった時にはもう事故証明に関わらずやっぱり賠償できるようになつてはいる私たちは判断をしておりましたので、今弁護士さんにもお聞きして、事故証明とか何か関係なくて、もう相手方に被害を与える。

ただしかし、それは町が公金を支出するとなれば、いつもおっしゃるように皆さん税金でございますので、そういうことに、被害を被るということでございますので。

ただ、今、吉永議員がおっしゃったように、本当に職員にまずもう一度ですよ、自らそのそういう臨時職員も含めてですね、私の管轄でございますので、全て通達とかそういうのを出したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

そもそもですね、6月議会これ出された時には、町長の専決事項、報告事項として提出されました。

その時、議員連絡会、この議場、本会議始まる前に、ここで議員各位と喧々諤々の議論をしたんですけども、専決処分報告事項ということで質問ができなかつたということがありました。

ここどころ、ほとんどはですね、質問しなくていい案件がばかりだと思います。しかし、今回の事例はですね、やはりここ専決事項、報告事項であつてもですね、やはり議員たちのからの質問を受け入れられるような、これ議会として我々議会が検討すべきことだと思いますけれども、そういうふうな方向でいきたいと思うんですけど、これ、他の議員たちの同意を得なければいけない話なんですけれども、同意が得られた時に、町長の専決事項、報告事項であつても、今回みたいな事案の時ですね、質問できるような体制することに町長はどんな考え方お聞かせいただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、この損害賠償の金額で議会の承諾を得て、まず報告事項に変わつたということで、50万未満でしたらですね。だから、そういうことで私も判断しましたけど。

これは議員の皆さんのが判断で、私はそう決まれば、私は当然そういう方向でさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第73号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10 発委第4号 東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第10、発委第4号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。議会運営委員会、口木俊二委員長。

○議会運営委員長（口木俊二君）

東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

提出の理由、議会広報編集特別委員会は、議会の審議、活動等を広く住民に公開するための活動及び住民に議会活動を周知するための議会広報を編集し、発行する活動を行っています。

本委員会では、年間を通じて議会の広報活動を行い、年4回、機関誌の発行を定期的に行っていることから、本委員会を常任委員会とするため、本案を提出するものであります。

新旧対照表をお願いします。

改正後、(3) 議会広報編集常任委員会を7人にする。

議会広報編集常任委員会は、議会の審議、活動等を広く住民に公開するための活動及び住民に議会活動を周知するための議会広報を編集し発行する活動ということです。

附則、この条例は令和7年10月1日から施行する。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから提出者に対して質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発委第4号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第4号は委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、発委第4号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（浪瀬真吾君）

日程第11、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第12 議員派遣の件

○議長（浪瀬真吾君）

日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しました別紙のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配布しました別紙のとおり、派遣することに決定しました。

なお、ただいま決定しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 33 分）

再開（午前 10 時 33 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

会議を開じます。

令和 7 年第 3 回東彼杵町議会定例会を閉会します。

閉会・閉議（午前 10 時 34 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議長　浪瀬　真吾

署名議員　構　浩光

署名議員　吉永　秀俊